

危険物新聞

消防法一部改正か

危険物の配管、防炎性能

かねて検討されていた石油パイプライン関係法案が今国会に提案されることになった。

パイプラインは一昨年頃から論議のまととなり、消防庁でも昨年、危険物規制内容に盛りこむ一部改正案を国会に提案したが、次回にということで見送られた。

わが国の石油需要は年間約2億KLであるが昭和60年には7億KLになるものと推定されている。その輸送手段は陸上においては現在タンクローリーかタンク車で行なわれているが、最近話題のシベリヤパイプラインのように、パイプラインによる陸上輸送に切替える構想は世界的な傾向である。わが国でも関東を中心にまた北海道でも計画がすすめられている。

そこで消防庁では消防審議会の答申(46年11月)を得、危険物規制事項に配管の技術基準並に許可検査項目を追加するよう検討している。

ところがパイプライン規制の経過からみて、通産建設、運輸、消防の4省庁が関係しその調整に難問が残されている。

今回提案が準備されている消防法改正案の骨子は次のとおりである。

1. 石油パイプライン施設の許可等

石油パイプライン施設の許可、検査の権限は一都道府県内で2以上の市町村にわたるときは都道府県が、2以上の都道府県にわたるときは自治大臣が行い、また都道府県知事、市町村長に事務委

第219号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
発行人 田・宮・呉・策
大阪市西区西長堀北通1丁目
四つ橋ビル8階
TEL (531) 97175910
定価 1部 20円

任ができる。

2. 防炎規制について

最近各地において発生せる火災で年々尊い犠牲者が増加しつつあることにかんがみさきに政令をもって防炎防火対象物の拡大防炎物品の拡大、防炎性能の基準について改正されたところであるが今回消防法においても規制が強められようとするものである。

(1) 防炎性能の表示

(一) カーテン、展示用合板等の防炎対象物で防炎性能を有するもの(以下「防炎物品」という)は防炎物品であるという表示をつけられているものでなければ防炎物品として販売したり、販売する目的で陳列することはできない。

(二) 防炎防火対象物で、防炎物品を使用するものの求めに応じ報酬を得て防炎対象物品又は防炎材料に防炎処理をしたり、防炎物品の表示をつけられている防火材料から防火物品製作したものは、その旨の表示をしなければならない。

(三) 防炎物品の表示方法、手続き等については別に省令で定める。

(四) 何人も防炎対象物又は防炎材料に(三)の規定による場合を除くほか(三)の表示をしてはならない、又この表示と紛らわしい表示もしてはならない。

(2) 防炎規制の特例廃止

防炎規制は昭和44年4月1日から施行されたが、その際に使用されている物品に対しては適用されなかったが、これを改め、これ等の物品に対しても昭和48年7月1日から適用されることになる。

河川への流出事故続出

<油流出事故を防止しよう>

重油をはじめとする油流出事故は最近多いがとくに大阪府下では、油需要期の10月から今日まで9件も発生し、そのほとんどが河川の上水道取水汚染に関係している。

流出原因は機械故障、取扱不注意が多く、大阪府消防防災課でも市町村消防機関を通じ関係の再点検を要望している。事故は別掲のとおりで、メインタンクよりサービスタンクへ送油中、誤って過送し、サービスタンクよりオーバーフローして河川等に流出している。

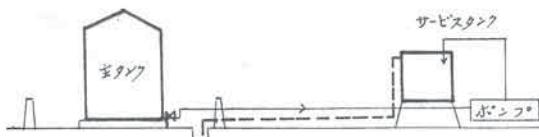
サービスタンク部分は法規制上は少量取扱場その他になるものが多く、設備基準、取扱い方法等についてもおろそかになりやすい。

これら一連の事故からみて、一般的な予防対策としては次のようなことがらが考えられる。

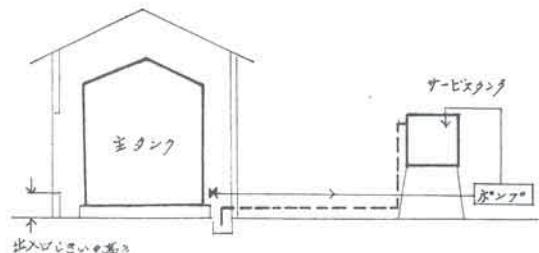
- (1) サービスタンクには送油ポンプを運動する液面スイッチはもちろんのこと、あわせて液面警報装置を設ける。
- (2) サービスタンクから主タンクへは、有効な口径の戻油管を設ける。(別図参照)
- (3) サービスタンクの周囲には防油堤を設ける。

2 主タンクが屋外貯蔵タンクの場合

3 主タンクが屋内貯蔵タンクの場合



3 主タンクが屋内貯蔵タンクの場合



=お知らせ=

◇移動タンク貯蔵所申請書添付図書の記載要領

「昭和47年2月 消防庁」

1部 200円 (送料 55円)

◇製造所等の消防設備に関する資料(その1)

「昭和46年4月 消防庁」

1部 100円 (送料 55円)

上記資料、御希望者は下記に御連絡下さい。

大阪市西区西長堀北通1丁目 四ツ橋ビル

電話 (531) —5910 大阪市危険物品協会

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置

防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置

泡・ガス・エアーホーム消火装置

} YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括

齐田式救助袋 近畿地区

日本ドライケミカル(株)

ヤマト消火器(株)

} 代理店

株式会社
三和商会

TEL 06 (443) 2456

危険物新聞

第219号

(第3種郵便物認可)

昭和47年3月25日 (3)

危険物の流出および不法投棄事例概要

発生日時	発生場所	流出または投棄された危険物の品名、数量	事故概要	処理状況
46.2.14 23時頃	枚方市	重油 約 450ℓ	サービスタンクのオーバーフローのため淀川に流出、寝屋川市営水道は翌日2時間にわたり取水を中止した。	通報がおそかった(翌日11時55分)ため回収処理不能
46.3.14 16時21分	門真市	廃油(数量不明)	川のそばで子供が紙くずを燃やしていたところ流出していた廃油に着火し附近の塀に燃え移った。	ポンプ車9台、人員31名出動 16時24分鎮火(守口門真消防署、団)
46.5.31 20時頃	泉州郡	重油約10,000ℓ	ボイラー用サービスタンクのオーバーフローのため、下流約4kmに亘り雨山川から下流の佐野川に流出した。	オイルフェンスにより海への流出阻止、吸着剤による回収および処理剤散布(泉佐野市消防本部)処理完了は6月10日
46.10.13 発生時刻不明	東大阪市	重油 約1,000ℓ	ボイラー用サービスタンクのオーバーフローのため、河川を汚染、悪臭のため市民から苦情が訴えられた。	ポンプ車2台、広報車1台、司令車1台、人員14名により火災の警戒および広報、油処理剤の散布を行った(東大阪市中消防署、大東市消防署)
46.10.28 7時10分頃	河内長野市	灯油 約1,000ℓ	ブルドーザーの燃料給油施設の弁を完全にしめなかつたため石川に流出した。富田林市水道局は翌日午前5時まで取水を中止した。	当日正午頃残存していた約270ℓ回収(下請け三藤間吾)翌日13時になつて消防に通報があり同日当該施設の撤去を命じた。
46.11.2 9時30分頃	富田林市	重油 約 30ℓ	主タンクからサービスタンクへの配管のドレンを排出し弁をしめ忘れたため石川へ流出した。羽曳野市は水道の取水を中止した。	富田林市消防本部および同市公害課は堺市高石市消防本部から処理剤を取りよせ処理につとめた。
46.11.2 11時20分頃	河内長野市	重油 約 40ℓ	ボイラー用サービスタンクのオーバーフローにより石川へ流出した。富田林市は水道の取水を中止した。	河内長野市消防本部、同市公害課、富田林市消防本部、同市水道局および府富田林保健所により調査、油処理はできなかった。
46.11.15 8時3分頃	河内長野市	重油 約 370ℓ	ボイラー用サービスタンクのオーバーフローにより石川へ流出した。富田林市は水道の取水を中止した。	河内長野市消防本部、富田林市消防本部、同市公害課、同市水道局により調査、油処理はできなかった。
46.11.17 5時45分頃	河内長野市	重油 約 490ℓ	バーナー用サービスタンクのオーバーフローにより石川へ流出した。富田林市は水道の取水を中止した。	消防への通報がなかつたため河内長野市消防本部が調査 回収量は約200ℓ(同会社が回収)
46.11.21 14時頃	河内長野市	廃油 約 10ℓ (エンジンオイル)	ダンプカーのエンジンオイルを交換し、投棄したもので附近の河合寺川へ流出した。	大半を回収し石川への流出防止につとめた。
46.12.11 11時頃	泉大津市	廃油 約 35ℓ (エンジンオイル)	トラックのエンジンオイルを交換し、排水溝へ投棄したもので海へ流出した。	約10ℓ回収、残りは処理剤で処理につとめた。堺海上保安署、泉大津市消防本部、同市公害課および府公害室が調査
47.2.24 2時頃	枚方市	重油約10,000ℓ	ボイラー用サービスタンクのオーバーフローのため、雨水溝から舟橋川を経て淀川に流出した。	枚方市消防署、同市公害対策課、府水質課等が出動し、同会社従業員を指揮して約5,000ℓを回収。2月25日現在なお作業中、淀川から取水している各上水道取水場は措置をしたため送水に支障を生じていない。

〔模擬問題解答〕

- 1-(4) 2-(4) 3-(5) 4-(4) 5-(3) 6-(1) 7-(3) 8-(1) 9-(4) 10-(3)
 11-(4) 12-(3) 13-(5) 14-(3) 15-(5) 16-(5) 17-(1) 18-(3) 19-(2) 20-(5)

乙種危険物取扱者 模擬問題

危険物各論

例1 消防危険物全般について特性を次のように記述したが、誤っているものはどれか。

- (1) 第1類および第6類の危険物は、強酸化剤である
- (2) 第3類、第4類及び第6類の危険物は、一般にその消火にあたって注水は不適当である
- (3) 第4類及び第5類の危険物は、一般に有機化合物である
- (4) 第1類及び第3類の危険物は、一般に水と作用して発熱する
- (5) 第5類及び第6類の危険物は、すべて分子内に酸素を含有している

例2 第4類危険物の貯蔵、取扱いの注意事項として、次のうち誤っているのはどれか。

- (1) みだりに蒸気を発散させないように密閉容器を用いること
- (2) 換気装置はできるだけ床面近くから屋外の高所に排出するよう設けた方が有効である
- (3) 空缶であってもその内部に蒸気が残っていることがあるので、火気に注意すること
- (4) 危険物を金属容器に詰め替るときは、静電気が発生しやすいので容器を絶縁しなければならない
- (5) 振発性危険物の屋外貯蔵タンクは温度が上らないようタンクに散水装置を設けるとよい

例3 第4類の危険物火災の消火について、次のうち正しいものはどれか。

- (1) 最も多く用いられるのは、水による冷却消火である
- (2) ホーメイト消火剤は、第4類の危険物のすべての火災に有効である
- (3) 第4類の危険物火災に使用する消火器は、すべて転倒式である
- (4) ハロゲン化物、第4類の危険物火災には、全く効果がない
- (5) 一般に窒息による消火方法が多く用いられる

例4 第4類危険物の取扱いにあたって通風をよくする必要があるが、その理由は次のうちどれか。

- (1) 温度を下げるため
- (2) 濡気を避けるため
- (3) 酸素を供給するため
- (4) 蒸気の滯留を防ぐため
- (5) 蒸気の発生を防ぐため

例5 次のうち水と自由に混合するものはいくつあるか。
アセトン、トルオール、軽油、ピリジン、メチルアルコール、アセトアルデヒド、ケロシン、アマニ油、冰さく酸、テレピン油

- (1) 2つ
- (2) 3つ
- (3) 4つ
- (4) 5つ
- (5) 6つ

例6 エーテルの性状について、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 引火点は -12.8°C である
- (2) 着火温度は約 180°C である
- (3) 爆発限界は 1.9~48% である
- (4) 比重は 1 より小さく、水にわずかに溶ける
- (5) 直射日光に長時間さらすと過酸化物が生成する

ヤマトの消火器をお備え下さい。

アフターサービスは完璧!
きっと皆様のお役にたちます。

ヤマト消火器

本社 大阪市東成区深江北1-7-11



例7 二硫化炭素について、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 引火点は-30°Cである
- (2) 爆発限界は1.25~44%である
- (3) 比重は1以下である
- (4) 着火温度は約100°Cである
- (5) 発生蒸気は有毒である

例8 「第4類危険物に属する物質がある。この物質の蒸気は毒性が強く、引火点-11°C、着火温度538°C、蒸気密度2.77、融点6°Cおよび沸点約80°Cである」この物質は次のうちどれか。

- (1) ベンゾール
- (2) アセトン
- (3) キシロール
- (4) 二硫化炭素
- (5) アセトアルデヒド

例9 メタノールとエタノールに共通する性質について、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 水によく溶ける
- (2) 炭素、水素及び酸素の化合物である
- (3) 蒸気密度は空気より大きい
- (4) 引火点は常温より高い
- (5) 比重は水より小さい

例10 ガソリンとベンゼン(ベンゾール)の性質として、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) いずれも無色透明の液体である
- (2) いずれも比重は1より小さい
- (3) いずれも常温においては、蒸気を発生しない
- (4) いずれも有機の可燃性物質である
- (5) 蒸気の毒性はベンゼンの方が強い

例11 灯油の性質について、次のうち正しいものはどれか。

- (1) 水より重い

- (2) 蒸気は空気より軽い
- (3) 引火点は常温より低い
- (4) アルコールにくらべ静電気を蓄積しやすい
- (5) 水溶性である

例12 ガソリンの性状について、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 多くの炭化水素の混合物である
- (2) 引火点はおよそ-20°C~-40°Cである
- (3) 着火温度は約30°Cである
- (4) 蒸気密度は空気3~4倍である
- (5) 爆発限界は約1~7%である

例13 重油の性質として、次のうち正しいものはどれか。

- (1) 石油留分中沸点が70°C以上のものである
- (2) 常温において可燃性蒸気を発生している
- (3) 霧状のものは引火しにくい
- (4) 水より重い
- (5) 引火点や硫黄分は一定でない

例14 消防法でいうアルコール類について、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) いずれも分子内に水酸基(OH)をもっている
- (2) フーゼル油もアルコール類としてとりあつかう
- (3) いずれも引火点は常温(20°C)より高い
- (4) 炭素数の少ないものは水に溶けやすい
- (5) いずれも比重は水より小さい

例15 アセトンとアセトアルデヒドの比較について、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) いずれも無色透明の揮発しやすい液体である
- (2) いずれも水によく溶け、比重は水より小さい
- (3) いずれも引火点は0°C以下である
- (4) いずれもその蒸気密度は空気より大きい
- (5) いずれも火災のときはエア・フォームによる消火が適している

消防ポンプから家庭用消火器まで！

消防機器の総合メーカー

梯子消防車

消防ポンプ車

保険付消火器

クレーン車

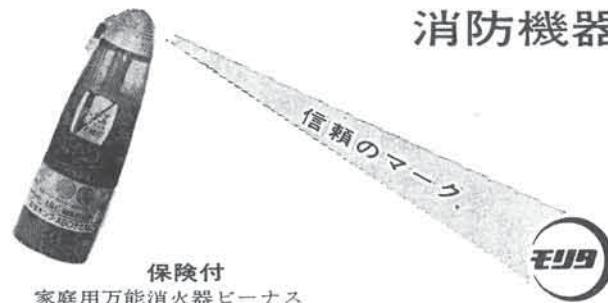
森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33

TEL (751) 1351

営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡

富山・北海道



例16 引火点について、次の組合せのうち正しいものはどれか。

低 \longleftrightarrow 引火点 高

- (1) キシロール……二硫化炭素……さく酸エチル
- (2) エーテル……重油……冰さく酸
- (3) トルオール……ガソリン……メチルアルコール
- (4) アセトン……クロルベンゾール……ベンゾール
- (5) アセトアルデヒド……エチルアルコール……白灯油

例17 次の第4類危険物のうち、着火温度が最も低いものはどれか。

- (1) 灯油
- (2) メチルアルコール
- (3) トルエン
- (4) ガソリン
- (5) ベンゼン

例18 次の危険物のうち、引火点が常温(20°C)以上のものはどれか。

- (1) 酸化プロピレン
- (2) メチルエチルケトン

(3) ケロシン

- (4) エチルアルコール
- (5) アセトアルデヒド

例19 次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 乾性油とは、植物油のうちでそのヨウ素価が130以上のものをいう
- (2) 石油ベンジンの引火点は石油エーテルより低い
- (3) フーゼル油はアルコール類に属している
- (4) さく酸アミルは芳香の強い液体である
- (5) ベンゾールの蒸気は毒性が強い

例20 植物油類について、次の記述のうち誤っているものはどれか。

- (1) 一般に引火点が高いので、常温(20°C)では引火の危険はない
- (2) 精製したものは淡色透明の液体である
- (3) 水に溶けないが、石油ベンジンに溶ける
- (4) 乾性油のついたボロ布は自然発火の危険がある
- (5) 乾性油とはヨウ素価が90以下のものをいう

タンクローリーの申請手続

添付書類一部改正

昨年、タンクローリー（移動タンク貯蔵所）の構造設備基準改正に伴い、申請手続き要領も改正されたが、今回整備統合された。主な点は次のとおりであるが、詳細については、資料「申請書添付書類、図面要領」を参照されたい。

1. 危険物の規制に関する政令第6条第2項の規定により設置許可申請書に添付する移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備に関する図面は、次に掲げるものとする。

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 外観三面図 | (6) 側面枠構造図 |
| (2) タンク構造図 | (7) 防護枠取付構造図 |
| (3) 配管概要図 | (8) 底弁及び閉鎖装置構造図 |
| (4) 安全装置構造図 | (9) 静電気除去装置構造図 |
| (5) 側面枠取付図 | |

なお、特殊な構造又は設備を有するタンクの場合は、上記に掲げる図面のほかに、当該特殊な構造又は設備を明らかにするのに必要な図書を添付させるものとすること。

2. 上記1の図面の記載要領は、次によるものとする。

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 外観三面図 | (6) 側面枠構造図 |
| (2) タンク構造図 | (7) 防護枠取付構造図 |
| (3) 配管概要図 | (8) 底弁及び閉鎖装置構造図 |
| (4) 安全装置構造図 | (9) 静電気除去装置構造図 |
| (5) 側面枠取付図 | [以下省略] |

消防法より住民福祉が優先か

「法第11条の適合施設許可をめぐり」

最近住民パワーの強力化とともにすれば「なんでも反対」運動にまき込まれ、政令基準に適合する危険物施設を計画しながら計画倒れになるようことが聞かれる矢先に3月9日付某紙に「大阪空港のタンク設置をめぐり、法より福祉が優先、地元の了承が第一」と報道され、あたかも政令基準に適合し申請が地元の福祉を優先する強い態度に屈して申請を取り下げたものとうわさされている。はたして消防法第11条の規定の運用が福祉優先にまげられるのだろうか。

先の新聞報道の件についても、大阪国際空港におけるタンク設置について、数年前よりいろいろの経過があり、この伏線が今回の申請取り下げに結びついた大きい理由で市民の福祉も当然考慮されることと思われるが、法第11条の規定は厳然と運用されるべきである。

すなわち消防法第11条により「危険物施設を設置しようとするときは、市町村長等の許可をうけなければならぬ。市町村長等はその施設の計画が政令基準に適合しているときは許可を与えなければならない」

<主要都道府県別危険物施設数>

(46. 3. 31現在)

製造所等 都道府県別	総計	製造所	貯 �藏 所							取 扱 所			事業所
			屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	
全 国	346,113	3,684	43,254	71,820	13,611	45,880	4,849	25,396	9,573	62,749	3,553	62,244	
北 海 道	15,513	49	1,703	2,463	662	2,551	130	1,438	434	2,857	115	3,111	
埼 玉	11,662	149	1,561	2,000	252	2,102	74	592	289	2,113	45	2,485	
千 葉	12,203	161	877	3,506	185	1,160	65	799	305	2,266	27	2,852	
東 京	30,406	329	3,697	2,655	2,821	6,577	123	2,680	693	4,925	1,117	4,789	
神 奈 川	22,868	370	2,329	5,884	531	3,057	516	2,459	810	2,415	106	4,391	
新 潟	9,018	88	1,090	2,068	259	1,658	158	429	336	1,360	159	1,413	
静 岡	12,261	81	1,099	3,205	607	1,237	314	870	280	2,482	79	2,007	
愛 知	21,544	144	2,085	5,330	1,892	2,071	117	2,087	409	3,686	280	3,523	
滋 賀	3,446	29	637	769	47	490	113	145	94	586	4	532	
京 都	5,602	21	957	595	161	1,292	11	286	113	1,027	89	1,050	
大 阪	26,884	708	3,931	5,204	1,681	4,151	103	2,503	1,062	3,071	373	4,097	
兵 庫	16,326	181	2,201	4,665	624	2,013	80	1,238	638	2,034	140	3,112	
奈 良	2,047	19	239	306	123	349	56	80	38	484	10	343	
和 歌 山	4,402	98	600	1,320	159	363	77	318	96	724	17	630	
岡 山	8,184	128	1,409	2,341	140	628	140	421	154	1,285	24	1,514	
広 島	7,796	91	1,150	1,671	190	909	102	437	176	1,453	38	1,579	
福 岡	11,659	172	1,429	2,317	272	1,058	86	1,073	364	2,269	90	2,529	

<大阪府下消防本部別施設数>

(46. 3. 31現在)

大 阪 市	12,452	480	1,656	2,003	1,087	1,806	13	1,560	517	1,303	270	1,757	4,887
岸 和 田 市	490	3	66	149	28	34	2	34	50	58		66	254
豊 中 市	513	10	66	36	19	140			10	6	102	2	122
池 田 市	289		43	17	5	88	2	31	4	43		56	134
吹 田 市	587	3	64	124	21	156		48	17	70		84	215
泉 大 津 市	266		21	83	31	30	6	37	7	20		31	139
高 楠 市	649	8	118	117	14	129	8	33	23	72	2	125	267
貝 塚 市	274		39	109	43	13	15	8	4	25		18	150
茨 木 市	639	4	162	79	13	116		17	32	86	4	126	288
八 尾 市	643	16	121	89	19	123	1	12	50	94	2	116	274
泉 佐 野 市	290	4	31	134	12	35	7	10		37		20	171
富 田 林 市	108		10	13	2	24	3	6	1	4	3	23	51
河 内 長 野 市	133		41	23	6	12		1	6	19	2	23	82
松 原 市	128		14	8	2	13		15	2	36	13	25	77
大 東 市	288	8	54	48	7	54		14	13	45	1	44	136
和 泉 市	262	1	55	65	26	21	14	3	4	37	3	33	182
箕 面 市	159		29	13	4	47		4	2	27	1	32	95
摂 津 市	255	4	38	59	9	31		29	5	33		47	83
東 大 阪 市	1,273	42	252	158	46	305	3	73	55	168	6	165	654
泉 南 町	108		9	37	9	20	2	2	3	14		12	60
忠 岡 町	75	4	9	32	9	6		4		4		7	39
堺市高石町組	3,293	53	399	1,162	121	260	8	412	108	251	6	513	932
守 口 門 真 市 組	767	5	150	68	21	140		66	15	118	28	156	356
枚方寝屋川組	1,158	23	246	212	34	244	6	32	53	124	2	182	699
柏原羽曳野 藤井寺組	418	17	45	105	16	91	1	15	7	56	1	64	181

別表第四(新)【前号掲載、消防法施行令改正の附表】

対象物の区分		消火器具の区分	棒火状器の水を放射する消	霧火状器の水を放射する消	棒る消火器強化液を放射す	霧る消火器強化液を放射す	泡を放射する消火器	不燃性ガスを放射する	蒸発性液体を放射する	消火粉末を放射する消火器	水バケツ又は水槽	乾燥砂	膨張ひる石又は膨張真
建築物その他の工作物		○ ○ ○ ○ ○								○	○		
電 気 設 備			○		○			○	○	○	○		
危 険 物	第一 類	アルカリ金属の過酸化物											○
		上欄以外のもの	○	○	○	○	○			○	○	○	
	第二 類		○	○	○	○	○			○	○	○	
	第三 類	金属「ナトリウム」及び金属「カリウム」											○ ○
		上欄以外のもの											○
	第四 類	アルキルアルミニウム類									○	○	○
		上欄以外のもの				○	○	○	○	○	○	○	
	第五 類		○	○	○	○					○	○	
	第六 類			○		○	○	○	○	○	○	○	
準 危 険 物	第一 類		○	○	○	○	○			○	○	○	
	第二 類		○	○	○	○	○			○	○	○	
	第三 類												○
	第四 類				○	○	○	○	○	○	○	○	
	第五 類		○	○	○	○					○	○	
	第六 類			○		○	○	○	○	○	○	○	
特 殊 可 燃 物		○	○	○	○	○				○	○		

備考 1 ○印は、対象物の区分の欄に掲げるものに、当該各項に掲げる消火器等がそれぞれ適応するものであることを示す。

2 りん酸塩類等とは、りん酸塩類、硫酸塩類その他防災性を有する薬剤をいう。

3 アルキルアルミニウム類とは、アルキルアルミニウムその他空気に接触して発火する有機金属化合物をいう。